

気象警報発表時等における生徒の登下校について

令和5年9月25日

長崎県立長崎東中学校・高等学校

1 対象となる気象警報

市町村から発表される「**警戒レベル4**」以上を対象とする。

2 登校前に警戒レベル4以上が発表されている場合

【自宅待機について】

- (1) 学校所在地（長崎市）に発表されている場合は、**全生徒が**自宅待機とする。
- (2) 居住地域や通学経路に発表されている場合は、**該当生徒が**自宅待機とする。
- (3) 警戒レベル3以下でも**自宅周辺や通学路が危険な場合は**自宅待機とする。この場合は、保護者等あるいは生徒が学校へ連絡を入れる。
- (4) 警戒レベル3以下でも、警戒レベル4以上の発表が予測される場合には、自宅待機とする場合がある。この場合は、学校からメール、ホームページ等で連絡をする。

【授業開始について】

- (1) 始業時刻の2時間前（午前6時40分）までに解除されたら通常通り授業を行う。
- (2) 始業時刻の2時間前から午前11時までの間に解除された場合の授業開始時間については、学校からメール、ホームページ等で連絡をする。
- (3) 午前11時を過ぎて解除された場合は、当日の授業は中止し、自宅学習とする。

※ただし、上記（1）（2）の場合でも、生徒の居住地域や通学経路に警戒レベル4以上が発令されている場合や、警戒レベル3以下でも荒天の影響で自宅周辺や通学路が危険な場合、交通機関が停止している場合は自宅待機とし、欠席扱いはしない。

3 登校中に警戒レベル4以上が発表された場合

- (1) 発表を知った時点で、自分の身が安全かを判断して、以下の措置をとる。
 - ア 直ちに安全な場所に避難する。
 - イ 安全な方法で帰宅する。
 - ウ 学校の方が時間的・距離的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機する。
- (2) 上記（1）の場合、生徒は**連絡手段が確保でき次第**、保護者等及び学校（担任）に連絡をする。

4 登校後に警戒レベル4以上が発表された（または発表が予想される）場合

- (1) 発表中及び発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。
- (2) 下校時刻が通常と変更になる場合、学校から保護者等にメールにて連絡をする。
- (3) 帰宅させる場合は、警戒レベル4解除後を原則とする。その際、交通機関、道路及び生徒の居住地域等の安全を確認のうえ、帰宅させる。
- (4) 生徒または保護者等は、帰宅確認の電話あるいはメールを学級担任（別途指示）まで入れる。
- (5) 登校後に発表が予想され、気象状況、公共交通機関の状況、道路の状況等を判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合、当日の授業を中止して下校させることがある。その場合も学校からメール、ホームページ等で連絡をする。

5 その他

- (1) 警戒レベルの判断は、気象庁の警報等を受けて市町村ごとに発表されるので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。
- (2) 土曜日、日曜日等の活動もこれに準ずる。